

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 尾島 保彦

1 日 時

令和3年3月22日（月） 午後 0時59分から
午後 4時15分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

尾島保彦、阿部長夫、森誠一、高橋肇、原田孝司、戸高賢史、小川克己

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

太田正美、鴛海豊、小嶋秀行

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 湯地三子弘 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第10号議案、第11号議案及び第32号議案から第36号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第20号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、全会一致をもって決定した。
- (3) 損害賠償の額の決定について、おおいたの道構想2015の中間見直しについて及び新広域道路交通計画の策定についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班	主任	阿南絵理
政策調査課調査広報班	主査	後藤仁美

土木建築委員会次第

日時：令和3年3月22日（月）13：00～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

13：00～16：10

(1) 付託案件の審査

- 第 1 号議案 令和3年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
- 第 10 号議案 令和3年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算
- 第 11 号議案 令和3年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算
- 第 32 号議案 令和3年度における土木事業に要する経費の市町村負担について
- 第 33 号議案 工事請負契約の締結について
- 第 34 号議案 大分県道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 35 号議案 河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正について
- 第 36 号議案 大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(2) 合い議案件の審査

- 第 20 号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
（付託委員会：総務企画委員会）

(3) 諸般の報告

- ①損害賠償の額の決定について
- ②おおいたの道構想2015の中間見直しについて
- ③新広域道路交通計画の策定について
- ④県道古江丸市尾線（仮）1号トンネル工事の進捗状況について
- ⑤稲葉ダム小水力発電事業について
- ⑥高潮浸水想定区域の指定及び公表について
- ⑦別府港北浜ヨットハーバーネーミングライツについて
- ⑧都市計画区域マスタープランの改訂について
- ⑨大分県高齢者居住安定確保計画の変更について

(4) その他

3 協議事項

16：10～16：15

4 閉 会

会議の概要及び結果

尾島委員長 ただいまから、土木建築委員会を開きます。

本日は、審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますので、御了承願います。

本日は、委員外議員として、太田議員、駕海議員、小嶋議員が出席されています。

ここで委員外議員の皆さまにお願いします。発言を希望される場合は、委員の質疑・討論終了後、挙手をし、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に発言願います。なお、審査の進行状況を勘案しながら議事を進めるので、委員外議員の皆さまにはあらかじめ御了解をお願いします。

それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案8件及び合い議1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

第1号議案令和3年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

湯地土木建築部長 第1号議案令和3年度大分県一般会計予算の総括的な内容について御説明します。

先日の予算特別委員会での説明と重複する部分もありますが、御了承願います。

お手元の土木建築委員会資料の1ページをお開き願います。令和3年度当初予算説明資料（土木建築部）です。

まず、左側の表1歳出予算の一番左の列区分で、一般会計ですが、土木建築部の予算額については、中ほど太枠の計の欄、左から2列目に太字で記載しているとおり、当初予算額は979億9,722万7千円を計上しており、令和2年度当初予算額に比べ、率にして、8.4%の減となっています。

その下の内訳の欄を御覧ください。

公共事業は、675億5,232万2千円で、令和2年度当初予算額に比べ、率にして、13.2%の減となっています。内訳としては、一般公共が441億6,605万1千円、災害関連が28億8,038万3千円、国直轄事業の負担金が47億2,918万5千円、公営住宅が2億5,162万5千円、災害復旧が155億2,507万8千円となっています。

公共事業における主な取組としては、災害のさらなる頻発・激甚化に対応するため、令和2年度3月補正で予算計上した国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策関連事業費も活用しながら、玉来ダムの整備や河川改修などの治水対策、砂防設備や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策、大分臨海部コンビナート護岸の強化などの地震・津波対策といった防災・減災対策を進めるとともに、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に努めます。あわせて、九州の東の玄関口として、人や物の流れの拠点づくりを進めるため、中九州横断道路や中津日田道路など広域道路ネットワークの整備にも重点的に取り組みます。

次に、内訳の一番下、非公共事業については304億4,490万5千円で、令和2年度当初予算額に比べ、率にして4.3%の増となっています。

非公共事業における主な取組としては、過去に浸水被害のあった中小河川などについて浸水想定区域図を作成し、市町村が行う洪水ハザードマップ作成を支援することで、災害の危険性が見える化の拡充を図り、防災情報提供体制をさらに強化します。

加えて、県単独事業においても、国の緊急自然災害防止対策事業をさらに活用し、河川の河床掘削や堤防かさ上げ、急傾斜地の法面对策や砂防堰堤の整備を推進するなど、ハード・ソフトを総動員した取組により、県民の命と暮らしを守る県土の強靱化を加速前進させます。

次に区分欄、特別会計を御覧ください。

まず、1番目の大分県公債管理特別会計については、当初予算額として4億1,546万円、その下、臨海工業地帯建設事業特別会計については、当初予算額として16億181万9千円、その下、港湾施設整備事業特別会計については、当初予算額として33億9,858万9千円を計上しています。

続いて、右側の表、2債務負担行為については、一般会計で30件302億3,862万5千円、港湾施設整備事業特別会計で1件1億5千万円の限度額設定をお願いしています。

以上で、令和3年度当初予算関係の総括的な説明を終わります。詳細については、関係課長から御説明しますが、先日の予算特別委員会で御説明した事業は説明を省略するので御了承願います。

渡辺土木建築企画課長 まず、土木建築部関係分の債務負担行為について御説明します。

令和3年2月大分県議会定例会議案の17ページをお開き願います。第2表債務負担行為です。土木建築部関係については、24ページの46番から28ページの75番まで、合計30件です。

まず24ページをお開き願います。下から4番目、46番から下が土木建築部分です。そのうち主なものについて御説明します。

二つ下、48番の国道212号道路改良事業については、日田山国道路のトンネル工事や橋梁工事などに伴い、129億5千万円の債務負担行為の承認をお願いするものです。

次に、26ページをお開きください。下から3番目、63番の玉来ダム建設事業については、玉来ダムの放流設備や管理用道路工事などに伴い、13億円の債務負担行為の承認をお願いするものです。

その他は、トンネルや橋梁といった規模の大きな工事に加え、適切な工期を確保すると工期が令和4年度以降にわたる工事などについて、債務負担行為の設定をお願いするものです。

28ページをお開き願います。上から2番目、75番の生活排水処理施設整備費補助まで30

件が、土木建築部関係分の債務負担行為です。

次に、土木建築企画課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

令和3年度土木建築部予算概要の13ページをお開き願います。表の一番左の列に事業名、その右隣には3年度当初予算額を記載しています。建設産業女性活躍推進事業費ですが、予算額は、2,791万9千円です。

表の一番右の事業概要欄を御覧ください。本事業は、建設産業における女性の活躍を推進するため、経営者向けのトップセミナーを開催するとともに、ドローンによる測量や積算・コスト管理、情報発信力などを取得するスキルアップセミナー等を開催するものです。

島津建設政策課長 建設政策課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

10ページを御覧ください。事業名欄の一番上、共生のまち整備事業費ですが、予算額は8千万円です。本事業は、高齢者や障がい者はもとより女性や子どもを含む全ての県民が障壁がなく自由に行動できるよう、歩道の段差解消や、スロープ・手すりの設置など県が管理する公共施設のバリアフリー化に取り組むものです。

次に、上から2番目、地域の安心基盤づくりサポート事業費ですが、予算額は8,200万円です。本事業は、地域に安心して住み続けられるよう、防災や生活環境の保全等を図るため、河川等の支障木伐採などを業者と連携して行うとともに、ボランティア等の地域活動を支援する資機材の貸与を行うものです。

但馬用地対策課長 用地対策課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

9ページをお開き願います。事業名欄の上から4番目、公共用地先行取得事業費ですが、予算額は10億円です。本事業は、緊急に用地買収が必要となった場合に機動的に対応するため、大分県土地開発公社が先行取得により事業用地を確保するための貸付金として、あらかじめ確保しているものです。

種蔵道路建設課長 道路建設課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

18ページをお開き願います。事業名欄の一

番上の道路橋梁調査費ですが、予算額は9, 267万9千円です。本事業は、中津日田道路の耶馬溪一山国間など国県道における将来の新規事業化に向けた事前調査や道路台帳補正などを行うものです。

次に、19ページを御覧願います。事業名欄の上から3番目、(公)国直轄道路事業負担金ですが、予算額は28億円です。本事業は、国土交通省が管理する一般国道の改築等に要する費用の負担金です。

藤崎道路保全課長 道路保全課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

23ページをお開き願います。事業名欄上から2番目、道路維持修繕費ですが、予算額は19億7,640万5千円です。本事業は、安全で快適な道路環境を確保するために行う街路樹の管理や道路の清掃、草刈り並びに道路パトロール、応急維持補修などを行うものです。

次に、その三つ下、身近な道改善事業費ですが、予算額は8億円です。本事業は、住民の生活に密着した道路の利便性、安全性を低コストかつ短期間で向上させるため、路肩の拡幅や簡易歩道の整備などの小規模な改良や通学路安全対策を実施するものです。

次に、25ページをお開きください。事業名欄の一番上、(公)道路施設補修事業費ですが予算額は63億6,342万1千円です。

本事業は、橋梁やトンネル、舗装などの道路施設の老朽化に対処するため、長寿命化計画に基づき、計画的に補修対策を実施するとともに、地震時の落橋や橋脚の倒壊などを未然に防止するため、耐震対策を行うものです。

五ノ谷河川課長 河川課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

31ページをお開きください。事業名欄の上から2番目、河川海岸維持管理費ですが、予算額は2億8,100万円です。本事業は、芹川・北川ダムの管理者負担金や河川・海岸の堤防の草刈費などの管理業務に要する経費です。

次に、事業名欄の下から2番目、高潮時避難行動支援事業費ですが、予算額は1億2,100万円です。本事業は、高潮発生時に住民の的

確な避難行動を支援するため、最大規模の高潮を想定して、市町村が作成する高潮ハザードマップに要する経費を助成するものです。

次に、33ページをお開きください。事業名欄の上から3番目、(単)緊急河床掘削事業費ですが、予算額は7億5千万円です。本事業は、豪雨や台風などによる浸水被害から、河川周辺住民の生命及び財産を守るため、浸水被害が発生した河川などにおいて、早急に河床掘削を実施し、河川の流下能力を改善させるものです。

次に、34ページをお開きください。事業名欄の上から2番目(公)国直轄河川事業負担金、予算額は5億4,379万5千円です。本事業は、国土交通省が管理する一級河川の直轄区間の河川改修工事等に対する負担金です。

次に、37ページをお開きください。事業名欄の上から3番目、(公)災害復旧事業費、予算額は95億6,007万8千円です。本事業は、過年災害分として、令和2年7月豪雨で被災した河川等の復旧を引き続き進めるとともに、現年災害分として、令和3年度に新たに災害が発生した際に迅速に対応できるよう、あらかじめ計上するものです。

中村港湾課長 港湾課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

40ページを御覧ください。事業名欄のポートセールス体制強化推進事業費ですが、予算額は1,559万4千円です。本事業は、大分港(大在地区)をはじめとした県内港の活性化を図るため、利用促進・集荷推進対策などのポートセールスを強化するものです。

次に、42ページをお開きください。事業名欄の上から6番目、(公)津波危機管理対策緊急事業費ですが、予算額は5,649万円です。本事業は、津波・高潮対策として、既存の海岸保全施設の防災機能を緊急的に確保するため、施設の整備を実施するものです。

次に、44ページをお開きください。事業名欄の上から4番目、(公)地方港湾改修事業費ですが、予算額は10億8,819万4千円です。本事業は、地域の特性をいかした地域開発を図るため、泊地・可動橋等の諸施設の整備を

実施するものです。

次に46ページをお開きください。事業名欄の上から2番目、(公)国直轄空港事業負担金ですが、予算額は3億3,599万円です。本事業は、国が実施する大分空港の整備に係る負担金です。

中山砂防課長 砂防課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

51ページをお開き願います。事業名欄上から3番目、(公)通常砂防事業費、予算額3億9,290万3千円と、すぐ下の(公)火山砂防事業費、予算額7億543万2千円です。これらの事業は、土石流から人家等を保全するため、砂防堰堤工などを実施するものです。

次に、そのページ一番下、(公)急傾斜地崩壊対策事業費ですが、予算額は15億9,516万2千円です。本事業は、急傾斜地崩壊危険区域のうち緊急度の高い地区について、擁壁工、法面对策工などを実施するものです。

次のページ、事業名欄の上から3番目(公)緊急砂防事業費から、その二つ下、(公)緊急急傾斜地崩壊対策事業費までの3事業ですが、予算額は20億3,800万円です。これらの事業は、災害が発生した場合の緊急対策として速やかに対応できるよう、砂防堰堤などの整備に係る所要額をあらかじめ計上しているものです。

岡本都市・まちづくり推進課長 都市・まちづくり推進課関係の歳出予算の主なものについて御説明します。

57ページをお開きください。事業名欄上から4番目、都市政策推進費ですが、予算額3,801万4千円です。本事業は、都市計画法に基づき、都市計画に関する基礎調査として、人口規模や建物、土地利用などの現況及び将来の見通しについて定期的に調査するものです。

また、令和3年度からは新たに、都市が抱える課題の抽出や分析・評価が適切に行えるよう基礎調査データのGIS化や、情報を汎用化し調査内容が広く活用されるよう、オープン化に向けた取組を進めます。

次に59ページを御覧ください。事業名欄上

から3番目、(単)街路改良事業費ですが、予算額3億657万2千円で、臼杵市の祇園洲柳原線ほか、都市計画道路4路線の整備促進を図るものです。

岸元公園・生活排水課長 公園・生活排水課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

62ページを御覧ください。農業集落排水事業費、予算額6,650万円は、大分市、佐伯市など10地区で実施する農業集落排水施設の改築工事に對し補助するものです。

次に、64ページを御覧ください。事業名欄の上から3番目、大分スポーツ公園等管理運営事業費、予算額5億993万8千円は、大分スポーツ公園などの都市公園の指定管理者管理運営委託などに要する経費です。

その二つ下、(公)県営都市公園長寿命化対策事業費、予算額1億6,512万3千円は、大分スポーツ公園など公園施設長寿命化計画に基づいて行う施設の更新に要する経費です。

樋口建築住宅課長兼公営住宅室長 建築住宅課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

69ページをお開き願います。事業名欄の上から2番目、住宅耐震化総合支援事業費ですが、予算額は、7,986万7千円です。本事業は、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の木造住宅等の耐震性を向上させるため、住宅所有者が行う耐震診断・耐震改修に對して市町村が補助する場合に、その一部を助成するものです。

次に71ページをお開き願います。事業名欄の上から3番目、特定建築物等耐震対策促進事業費ですが、予算額は3,753万7千円です。本事業は、一定規模以上のホテル・旅館などの特定建築物の所有者が行う耐震診断、補強設計及び耐震改修工事に對し、市町村補助が行われる場合に県として助成するものです。

続いて、公営住宅室関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

70ページを御覧ください。事業名欄の上から3番目、県営住宅等管理対策事業費です。本事業の予算額は、5億7,201万6千円で、

県営住宅等の計画修繕や家賃滞納者に対する法的措置、管理代行者への入退去業務や使用料収納等の業務委託などに要する経費です。

次に71ページをお開き願います。事業名欄の一番下、県営住宅ストック活用推進事業費ですが、予算額は1億8,971万6千円です。本事業は、県営住宅の安全で安心な住環境の確保や、空き住戸等の既存ストックの有効活用を推進するため、老朽化した外壁、ベランダ等の補修を緊急的に実施するとともに、空き住戸の改善工事等を実施するものです。

中園施設整備課長 施設整備課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

76ページを御覧ください。事業名欄の一番上、県有建築物防災対策推進事業費ですが、予算額は1億411万6千円です。本事業は、豊後高田保健部の建築設備の防災対策強化や県有施設の吊り天井耐震化設計に要する経費です。

以上で、令和3年度一般会計予算に係る説明を終わります。

尾島委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

森委員 予算概要の資料に基づいて質問します。

まず、予算概要の12ページの一番下、建設産業の魅力発信についてです。

先日、中津土木事務所で、トンネルホテルという取組が行われました。これは土木建築部の事業がどういうものか、一般の方に身近に感じてもらえる一つのいい機会だったのじゃないかと思えますし、こういうことがPRにつながるのではないかと。いわゆるインフラツーリズムに関して、今回、土木建築部の予算には直接上がっていないですが、中津土木事務所のような取組が県内各地に広がっていくことが重要だと考えますが、いかがでしょうか。

続いて、33ページの河川課関係です。以前から私も何回か委員会の中で話させていただきましたが、防災の観点からの河川の監視カメラの導入について、令和3年度予算にどのように反映されているのか、この予算で十分なのか。私は、設置状況はまだ十分ではないと思うので、その点についてお聞かせください。

続いて、56ページの大分県景観計画策定についてです。平成16年に施行された景観法に基づき、各市町村で景観に関する計画が策定され、昨年度までに全市町村で終わったと。県では土木建築部が所管していますが、景観計画の位置付け、景観計画策定について、どう考えられているのかお聞かせください。

最後に、69ページの住宅政策に関して質問します。前回、前々回にも質問しましたが、住宅政策は人口減少、特に県内の郡部における人口減少対策として私は非常に有効だと思います。前にもお話しさせていただいたように、特に山口県は近居政策に関してかなり力を入れています。今回の予算は、市町村の補助に対する県からの助成となっていて、近居政策などは300万円ほどのものですが、このあたりをもっと積極的に大胆に進めるべきだと思いますが、お答えください。

渡辺土木建築企画課長 建設産業構造改善人材育成支援事業費についてお答えします。

委員が御指摘のとおり、さきほどの中津日田道路でトンネルが開通したときにPRした事業などは、それぞれ土木事務所で企画し、土木建築部のインフラ整備について、地域の皆さんにアピールする機会になっています。そういう取組を中津日田道路に限らず、例えば、近年でいえば、庄の原佐野線の宗麟大橋を架けたときなども書道部を招いてパフォーマンスをしてもらったり、そういう形でアピールをしています。

この事業からの予算ではありませんが、そういう機会を活用しながら、しっかりPRしていきたいと思えますし、例えば、建設途中の玉来ダムや建築の現場なども、高校生にも見てもらっています。そういう形で現地を皆さんに見てもらい、土木の魅力をさらにアピールしながら、建設人材の育成を図っていきたいと思えます。

五ノ谷河川課長 防災の観点からの監視カメラ設置について、河川緊急情報基盤整備事業費1億2,600万円の予算を計上しています。

まず、さきほど言われたカメラや水位計の件ですが、これまでに水位計は127基、カメラは82基設置しており、今年度の第3次補正予

算で水位計は24基、カメラは69基設置する予定で、令和3年度に向け、補正予算を使って整備を行っていきます。

この令和3年度に1億2,600万円を計上している情報基盤の整備ですが、これについては今、順次、設置されている127基の水位計、それから82基の監視カメラなどの更新をしており、令和3年度で更新が終わる予定です。

森委員からのまだ足りないという御指摘ですが、まず今回、第3次補正予算を使って、カメラを69基増設します。浸水実績のあるところ、民家が非常に連なっているとか、そういったところを中心にカメラを設置していきます。

69基増設すると大分県内にカメラが全部で151基になるので、まずは令和3年度の設置をしてから、状況を見ていきたいと思っています。

岡本都市・まちづくり推進課長 景観計画に関して説明します。先日の予算特別委員会でも少し説明しましたが、これまで県は平成16年の景観法の趣旨に従い、基礎的自治体である市町村が景観行政団体として中心的な役割を担い、市町村単独では対応が困難なものについては県が担うとの方針の下で、市町村の景観行政団体への移行に力を注いできました。

一方、近年、再生可能エネルギー施設に代表される市町村域を越えて景観を阻害する大規模施設が増加しており、これらに対する景観保全の取組は市町村単独では対応が困難であることから、県における景観形成の方針となる本計画を策定するものです。

なお、本計画の内容ですが、県における景観形成の方針、市町村域を越えた広域的な景観特性やその方針等を示すことにしています。

先般、景観策定委員会を立ち上げ、令和3年度に素案を作成し、令和4年度中の策定公表を目指します。

なお、令和3年度は景観保全の重要性や景観策定にあたっての考え方などを広く県民に周知することを目的として、シンポジウムを開催する予定です。

樋口建築住宅課長兼公営住宅室長 近居政策に

ついて御質問でしたが、近居といっても、定住、移住、それからセーフティーネット、幅広く考えられると思います。その中で、一つは公営住宅の役割として、昨年度から取り組んでいる公営住宅のマスタープランの中では団地を中心として、地域のコミュニティの再生、団地再生等も取り組むように考えています。

一方、この69ページの子育て・高齢者世帯住環境整備事業費は、個人の住宅について、セーフティーネット等も含め、子育て世帯の住環境の向上や3世代近居・同居の支援ということで、今回、近居を新たに追加しました。

これは実際に事業を使っていた方々からの声を含め、子育てをする際に、近くのおじいちゃん、おばあちゃんに預けたりということもあり、子育て世帯の住宅に高齢者の方が来てもけががないようにとか、子育てをしやすい環境をつくっていこうという趣旨の第一歩と考えています。

したがって、今回、3世代の近居支援については、20戸程度の事業を考えていますが、まずこれを市町村と一緒に広めていき、地域のコミュニティにつなげていこうと考えています。

島津建設政策課長 建設業の魅力発信については、冒頭、土木建築企画課長から説明したとおりですが、当該事業とは別に10ページの一番下に地域協働型土木行政推進事業費というのがあります。予算額は221万3千円ほどですが、これは二つの事業から成り立っており、土木未来（ときめき）チャレンジという事業と土木未来（ときめき）教室という事業をやっています。このうち、後者の土木未来教室は、小学校、中学校の生徒を対象に土木の現場に触れ合うような催物を実施する経費の補助をしているもので、各土木事務所が創意工夫しながら、今後の土木業界に携わる方を育てる事業に取り組んでいます。

森委員 ありがとうございます。

インフラツーリズムという話をさきほど出しましたが、土木建築部の職員だけではなく、観光局等と連携した取組をぜひ土木建築部として

も考えていただきたいという思いで質問したので、よろしくをお願いします。

河川監視カメラについては、十分承知している範囲ですが、まだまだ、消防団とかの現場からそういった要望もあるので、今後、計画的な整備をぜひお願いします。

景観計画に関しては、土木建築部が所管していますが、文化庁の重要文化的景観とか、ああいうものとの連携が今後図られなければならないと思います。大分県内にも別府をはじめ、伝統文化的景観の地区があります。そういったものとリンクさせていかなければならないので、計画策定にあたっては、そういう部分を十分考えていただきたいと思います。

住宅政策に関して、今回、近居の関係の予算は初めてだということです。大分市では大分市営住宅で近居政策なども進められていますが、我々の住む地域では、もし実家のそばに家があれば残りますが、分譲宅地もないし、家もないので、市外に出てしまう方がたくさんおられます。近居政策をしっかりとこれから検証していき、それがどのように効果があるかも含め、考えていただきたいと思います。

阿部副委員長 2点ほど質問します。

23ページの道路維持修繕費です。県が管理する道路の安全で快適な道路環境を確保するために行う街路樹の管理や道路の清掃、草刈り等とありますが、県が管理するという道路はどれくらいありますか。県道だけでなく国道も含まれているのか、それからどれくらいの長さがあるのか。そしてまた、これはどういう形で業者に委託発注しているかをまず1点お尋ねします。

次は、64ページ、県営都市公園施設整備事業費についてです。先般の補正予算を審議した委員会のときに、ハーモニーパークの指定管理についてお尋ねしました。ハーモニーパークの汚水処理施設——流調槽と読むのですか、改修とありますが、これはどういうものですか。

藤崎道路保全課長 道路維持修繕費についてです。まず、県管理の国道は当然、県の維持管理の中に入っているのです。例えば国道213号などは対象になっています。また、維持委託をそ

れぞれ各土木事務所から発注しています。

阿部副委員長 私が聞きたかったのは、国道10号、213号には中央分離帯、グリーンベルトがありますね。それから周辺部の一般県道の道路の沿道の草はいつになったら掃除しますかと言うことです。草刈りをはじめとした管理はどれくらいに1回するのかと道路を走っていると思います。

大分県全体の国道、県道、長さも聞きましたが、今お答えになりませんでした。相当数あると思いますから、19億円ぐらいでその管理ができるのかなという気がします。業者に対して年に1回は最低切りなさいよとか、年に2回切りなさいよとか、そうではなく、草が茂ってきたらその都度切りなさいとか、どういった委託形態で発注しているのかを聞きたかったんです。

藤崎道路保全課長 基本的に県管理の道路については、約3千キロほどあり、その中でも、例えば交通量の多いところ、通行に支障のあるようなところは年に2回ほど切るようには言っています。その他の道路、例えば、山間部とか、交通量の少ないようなところは年に1回という形で業者をお願いしています。

ただ、ラグビーワールドカップのときには直前に草を刈りました。そういったこともありますが、基本的には年に1回から2回という形でやっています。

岸元公園・生活排水課長 ハーモニーパークの2,010万円の事業内容です。

これはハーモニーパークの中の汚水処理施設の流量調整槽の補修を行うものです。公園部分の汚水と、ハーモニーランド——サンリオが経営しているところから来る汚水、両方集めて処理するようになっていますが、県の分と、当然サンリオからの分が入ってくるので、2,010万円のうち1,461万2千円、約4分の3はサンリオの負担を求めています。汚水処理の利用が過度に多かったときは一時期に流れ込むことがあります。事前に流量を調整し貯留槽に一定程度で流す役割をする槽を設けているものです。実は既に造ってから30年たつので、内部コンクリートのひび割れや鉄筋露出による

腐食が進行しています。そのため、ひび割れ補修とか表面被覆をするものです。

阿部副委員長 各土木事務所が道路維持管理をしているということですが、私の地域でいえば、国道10号、213号、特に国道10号は別府あたりでも中央分離帯は草だけじゃなく木がかなり大きくなって、そのまま残ったような状態があります。これは本当に年に1回か2回やっているのかなと思います。業者に年に1回やってくださいよという管理委託であれば、2回のところを1回にするかもしれないし、どういう監督をしているのか分かりませんが、そこら辺は各土木事務所に再度言って、きちっと管理してもらおうようお願いしたいと思います。

あと、64ページのところですが、ハーモニーパークの管理委託に対し、当初の誘致のときの経緯が分からないので、これをこのままずっと続けていてどうかと思います。普通に考えて、ハーモニーランドは営利でやっていますから、県の公園部分がどれくらいを占めているのかお聞かせ願いたい。その利用率とか、あとハーモニーランド全体の中で県の公園の利用率、どのくらい利用されているのか、これだけの予算を投じてやっていいのかと思います。

それと、あとほとんどがハーモニーランドの入園者のための施設ではないかと思えます。流量調整をする施設、汚水タンクがあって、県がそれを全部管理して、ハーモニーランドに負担をいくらか求めているのもどうか。本来であれば、ハーモニーランドが全て管理をしなければいけない施設ではないかと思えます。当初、30年前に建てたときのいきさつが分かりませんが、県がそれだけのことをしてハーモニーランドをあえて呼んだのかとか、そこら辺の契約段階のことは分からないけど、ただ、普通に考えたら、ハーモニーランドが全てやらなきゃおかしいじゃないですか。

あの補正予算審議の委員会の後、私は日出町に聞いたんですよ。日出町は赤松のところ、国道10号を上って、上のあたりの右左に駐車場を所有していて、年間500万円の駐車場使用料をハーモニーランドから取っているそうです。

県は駐車場をハーモニーランドに整備してあげた上、委託料まで出している。いまだに30年間指定管理で、この前、県も駐車場の使用料を年間何百万円かもらうとか言っていました、それでは到底間に合いませんが、そこら辺の考え方は。

藤崎道路保全課長 道路の草刈りの件ですが、国道10号は直轄国道なので、大分河川国道事務所が管理しており、そちらにお伝えしておきます。

阿部副委員長 国道213号もですか。

藤崎道路保全課長 国道213号は県管理の国道、補助国道なので県が管理しています。

岸元公園・生活排水課長 まず、ハーモニーパークの中で、県の部分が実証展示林を含め、25ヘクタールほどあります。実証展示林を除き、公園の部分が17ヘクタールほどあり、そのうち設置許可という形で、サンリオが営業している区域が約6ヘクタールぐらいあります。大半が県が管理している区域です。

さきほど副委員長から日出町は500万円ほどサンリオからもらっているという話もありました。実は県も設置許可ということで、サンリオから600万円ほどもらっています。それとあわせ、前回の委員会で説明した第3駐車場という一番下にある駐車場は県の管理区間になっており、上の第1、第2駐車場というちょっと狭い駐車場がいっぱいになったら、県の駐車場に誘導する形になります。ここの駐車場の利用料は県の収入となり、前回の委員会で説明した900万円が入ってきます。

県の公園部分だけでも、竹林を除いて17ヘクタールもあるので、ここの樹木や清掃とかの管理で年間6千万円強の予算を計上しています。

サンリオに来る人だけじゃないかということですが、今年はコロナで少なかったですが、一昨年は50万人という観光客が来ています。実はここの観光客の4分の3が県外客で、かなり大分県でも優良な観光施設となっています。その中で、県の施設を使っているのはそのうちの約1割程度という状況です。県の施設がかなり老朽化している現状もあり、少し修繕しながら

考えていきます。

阿部副委員長 私は子どもが男の子3人だったから、ハーモニーランドに行ったことはないですが、ただ、大変なキティちゃんブームもあったし、会社としては立派な会社だと思います。50万人のうち1割が県の公園を利用していた。残りはハーモニーランドだけなんです。ハーモニーパークじゃなくて、ハーモニーランドのキティちゃんを見に行く、会いに行くんですね。したがって、前も言いましたが、30年たった、もうぼちぼちこちらでハーモニーランドにお任せしてはどうでしょうかという話を、部内でそろそろやる時期ではないのか。大事な竹林だと思いますが、竹林はどうですか。竹工芸にいかされていますか。

岸元公園・生活排水課長 実証展示林ですが、確かに今、手入れもうまくいってなくて、なかなかうまく竹工芸にいかされていません。実は最近、竹の繊維をもとにナノファイバーという新たな資材を開発するベンチャー企業を立ち上げようという動きがあり、この資材を竹林からもらえないかという話があります。県としても計画的な伐採をしてくれれば、竹林が再生することもあるので、そのベンチャー企業と一緒に今、この竹林の再生に取り組んでいます。コロナの関係で立ち上げが遅れていますが、来年あたり動きが出てくるのじゃないかと考えています。

阿部副委員長 都市公園の面積が足りないという話をこの前の委員会でされてきました。この委託費をどこか違うところで、県民が本当に利用するような都市公園を造っていただければいいと思います。ぜひそういう方向で今後議論をしていただきたいと思います。お願いします。

原田委員 うちが子どもが女の子2人なので、よくハーモニーランドに行かせてもらいました。私から3点質問したいと思います。

まず1点目ですが、砂防課や河川課の事業の中に公共事業として採択されない事業の中で、緊急性のある、いわゆる公共事業に採択されなかったために単独事業になっている事業がいく

つかありますが、公共事業、いわゆる国の事業として採択されるものと採択されないものの違いとか、条件等がどうなっているか。

2点目は、予算概要31ページの総合治水対策推進事業費で、これは多分、最初に2年前の7月補正で出て、3年目かなと思っていますが、総合治水という考え方は本当に大事な考え方だなと思います。内水氾濫等がとてつもなく広がっているということもありますが、このプランは、結局はいつできていくのか。また、兵庫県では確か総合治水対策条例を作って、これをきっかけに全県下で進めていくという姿勢を示していますが、大分の考え方もお聞かせ願いたいと思います。

3点目は、先日、別府土木事務所では事業説明を受けた際に、別府土木事務所はそうでもないですが、他の土木事務所では人手不足が原因になっている不落札が起きているという話を聞きました。今の現状とその対策をお聞かせ願います。

五ノ谷河川課長 まず、1点目の国の採択によらない事業です。

単純に言うと、規模の大きな事業が国の補助事業や交付金事業に採択されます。例えば、津久見市で今、激特と言われている、激甚災害対策特別緊急事業という補助事業をやっています。これの採択要件は、流出または全壊家屋が50戸以上、全体事業費が10億円以上かつ一般被害額に相当する額が限度という、規模が大きな事業です。だから、そこまで大きくはないが、一部で浸水があったり、河川の断面が足りないような中小河川は単独費でやっていくことになるかと思っています。

それと2点目、総合治水対策推進事業費です。こちらについては、令和元年度から来年度に向け、仮称で総合治水プランと呼んでいます。河川整備の全体的な基本方針を今、作ろうということで、来年度末をめどに策定しようとしています。

早速、年度早々に学識者の委員会も立ち上げ、どういった内容でやっていくかも、土木建築委員会に御報告しながら進めていきたいと思って

いるので、よろしく願います。

中山砂防課長 さきほど補助の対象の件で、砂防事業のことについてもお尋ねがありましたので、補足して説明します。

関連事業と同じく、まず事業規模があります。事業によって違いますが、1億円以上だとか7、8千万円以上だとか、いろいろあります。それに加え、例えば、急傾斜ですと、崖高が10メートル以上ないと補助対象にならないとか、保全人家が10戸以上ないと補助対象にならないといった側面からの仕分けもあります。

古庄公共工事入札管理室長 不調の状況について説明します。土木建築部の2月末時点での不調の発生率は、開札総件数1,872件のうち145件、7.7%で、これは昨年度同期7.5%に比べると少し増えている状況です。

この原因は技術者不足、下請の不足等があるということで、対応として、継続して取り組んできたのが現場代理人の兼務を2件まで緩和するとか、あと技術者の緩和、それから余裕期間制度の実施等です。それから配置予定技術者、これは建設業法でいうと3か月以上の雇用が必要ですが、これについては契約日までという対応をやってきています。今回の災害等を受け、現場代理人の件については、2件から3件まで拡大、それから業者が技術員等の確保をするため、発注見通しを毎年4回公表していますが、今は12月から毎月、公表しています。それから、地域によりますが、発注ロットを拡大するなどの見直しを行っています。

原田委員 よく分かりました。気になっていた国の採択がされるかされないか、その条件があるというのがよく分かりました。

再質問ですが、さっき五ノ谷課長が言ってくれた総合治水対策ですが、これは基礎自治体との関わりがとても重要になってくると思います。このプランの策定の中で、もう既に基礎自治体の担当者等も入りながらやっているのでしょうか。

五ノ谷河川課長 市町村との連携ですが、委員が言われるように、大変必要だと思っています。大分県内の河川は全部で585あり、その河川

一つ一つ、どういった断面が必要で、その周辺の浸水した場合の影響度合いがどうで、どういう大変な状況になるとか、そういったところの重要度だったり、緊急度を今、整理しています。精査した上で学識者委員会にもかけますし、市町村の皆さまにも具体的に河川の整備順位をお示ししながら、整合を図っていきたいと考えています。

戸高委員 さきほどの草刈りの件に関連してです。河川の話になりますが、今、地域の皆さんに手伝っていただいて、河川周辺の横側とか、ほとんど見た目は河川の中ですが、草刈りを定期的にしていただいていますよね。県として本当に少ないですが、袋代とか器具代といったものになるぐらいの補助をしていただいています。地域でまとまって、草刈りもきちんとされて河川の管理をしている地域がある一方、1町横にずれば、高齢化が進んで、自治会長が一人でやっていたり、腰が痛くてできない地域もある状況なんですね。その状況にあわせて県にも相談しながら、いろいろ柔軟に対応していただいています。こういう地域が増えているので、地域の実情によって平等じゃないこともあるし、今の管理の仕方です。本当にいいの。一生懸命やっているところはそれでいいですが、そういう人材がいないところでは、責任者が一人でやるしかないという状況ですね。根本的に河川の整備、管理の形を考えていかないと、今後、そういう相談ばかりになります。各土木事務所が動かざるを得ない状況なので、なかなか難しいと思いますが、今後、しっかりした基準をつくって、やっていただきたいなという思いが、皆さんの声としてあります。ぜひそういう取組をしていただきたいと思います。何かあれば。

五ノ谷河川課長 河川の草刈りについて、今言われたように、高齢化とか人手が足りないということは、もうだいぶ前から伺っています。

今、大分県の河川管理については、全て一般の方々のボランティアと言いますか、そういった団体が全部で660ほどあり、河川の草刈りをしていただいています。

わずかな金額——1平方メートル当たり8円

ほどでお願いしている状況でして、そういったお金の面とか、団体の方々の人数がかなり少なくなっているといった話はよく市町村との意見交換の中でも聞いています。

対策として、一つは、試験的ではありますが、来年度からリモコンでやるような無人の草刈り機を導入して貸与し、工夫しながら何とかやっていきたいと思っています。土木事務所も、直営でやっている部分もあります。

ちなみに、今年度は7月豪雨の後に補正をいただき、草刈り等、維持管理の点検もしており、大変ありがたく思っています。

戸高委員 ぜひお願いします。定期的に土木事務所に切っただいていただいているところもあり、その時期等も現場といろいろ相談させていただいています。時期によっては毛虫が発生して、家の中に毛虫がいっぱい入ってくるとか聞きますが、想像したら恐ろしいですね。地元の土木事務所はかなり苦勞されているので、ぜひ柔軟に対応できる形にさせていただければと思います。よろしくお願いします。

島津建設政策課長 1点補足させていただきます。草刈り等については、河川、それから砂防、あと港湾も維持管理が大変ですが、そうした通常、維持管理がなかなか整わない部分について、建設政策課で取りまとめ、主に河川、砂防、港湾ですが、地域の安心基盤づくりサポート事業という事業を今、立ち上げています。10ページにその事業がありますが、これは当初、平成28年度から、6,800万円の予算でスタートしており、現在8,200万円まで予算を拡充していただいています。まだまだ十分とはいえないんですが、これによって地域の方々がなかなかやりにくいところを、業者をお願いし、機械を使ってやってもらう経費に充当したり、地域の方々がしている作業の一部補助、資機材の購入等の補助もしています。

あわせて、河川内の小規模の支障木の伐採を緊急的に行えるよう、1千万円をこの中から支出しています。

地域の方々からたくさんの御要望をいただいております。令和元年度は665件の要望がありま

した。そのうち対応できたものが586件ですから約9割近くで、まだまだ十分とは言えませんが、なるべく、特に支障の大きいところから順次対応しています。

小川委員 さきほどの原田委員の関連になりますが、昨年7月の豪雨災害の河川関係ですね。道路関係は結構工事の進捗が分かりますが、さきほど言われた1,872件のうち145件が不落という状況で、恐らくこれは玖珠郡に集中しているだろうと思っています。3月も末を迎え、工事の進捗が気になるところですが、落札された中でも、まだ工事に着手していないところが多いんですね。30メートルから40メートル、それぐらいの規模の箇所がまだほとんど手つかずの状況で、大きな300数十メートルにわたるような護岸の改修等でもやっと数日前ぐらいから工事に入った状況です。ちょっと不安に思っているのが、大きな工事を同じ業者が受注していることです。前回の委員会でも質問が出ましたが、玖珠町の下泊里橋——これもまた数年かかると言われていますが、そこと同じ業者がまた大きな300数十メートルにわたっての護岸の改修工事も落札したと聞き、両工事がスムーズに進んでいくのか心配しています。やはり落札した以上、責任を持って完成に向けてやっていただくために、その指導という働きかけをしていただきたい。工期までにできないのなら、正直申し上げて下請に早く回して、工期を迎える前、あるいはまた台風シーズンを迎える前に工事をしてもらいたいという指導をぜひお願いしたいです。あと、さきほど145件が不調、不落のことでしたが、その中には数件、住宅が関連しているところがあって、傾きかけたりしているところがあります。住民は非常に心配しており、いつ工事をしてもらえるだろうかと言っています。言い方が悪いけど、やはりどうしても業者も利益率の高いところから工事をしていくから、そういう住宅が少し傾いたりというところはなかなか敬遠しがちで、不落になるという話を土木事務所長から私も聞いています。しかし、郡外業者にでも手を伸ばしてなんとかやっていただかないと、このまま5

月、6月の梅雨シーズンを迎えると本当に心配です。ぜひそこらの指導、それと郡外までを入札業者に設定していただければありがたいと思っておりますが、そこらの状況。

あと直接関係があるかどうか分かりませんが、さきほどから出ているので出したいと思っております。河川の護岸の周辺に住民が環境美化のために桜の木なんかを植樹していますね。でも、これが10年近くたって、土木事務所から伐採勧告という通知書が来た。今まで精いっぱい地域の美化活動として桜を植え、また、草刈りもして維持してきたのに、伐採勧告とはあまりにも残酷じゃないかと。文書として伐採勧告という形で来たので、関係者もびっくりして、私に相談があったわけです。今、満開の時期を迎え、こんな美しい桜を見て気分が悪くなるような人はなかなかいない。来た人全員が、ああ、美しい、よかったね、あなたたちが日頃管理してくれるから、こうなっているという話も聞きました。私は26日まで議会があって、土木事務所に行く余裕がないので、29日以降に行って、そういった問題を話し合いたいということになったんですが、この管理の関係で何かあったらお聞かせいただきたいと思っております。

古庄公共工事入札管理室長 さきほど申しました2月末の145件の不調のうち、災害復旧工事が40件あります。

それから、玖珠土木事務所管内においては、3月から4月にかけての発注を今、計画していると聞いており、そういう不調の状況等を見ながら、できるだけ地元の中で処理していただくのがよいかとは思っておりますが、委員が御指摘の郡外まで拡大とか、いろいろ対応を考えていきたいと思っております。

五ノ谷河川課長 さきほどの桜の管理の件です。

松木川だと思いますが、玖珠土木事務所からそちらの両側に300本ほどの桜の木があるということは伺っています。詳しい経緯はよく存じていませんが、平成26年、27年ぐらいから一般の方からの苦情をいただいたりということで、地元の方と玖珠土木事務所で話し合いを重ねてきたと伺っています。

まず、桜の木が河川区域内にあります。植え始めたのが10年ぐらい前だということですが、その植え始めたきっかけとか、それまでの話し合いの状況は承知していません。ただ、河川区域内にあり、7月豪雨で、松木川の護岸の一部のちょうど桜の木が植わっているところが少し崩れたりしています。土木事務所から聞いたところによると、ずっと話し合いを続けていたということですが、最近御連絡していた方が全く連絡が取れなくなったということです。

さきほど言われた勧告書ですが、いついつまでというような期日までは入れずに、まずは撤去をお願いしますとお送りしたということです。玖珠土木事務所がまずは協議をさせていただきたいとお願いしているようです。

小川委員 河川課長の方が状況に詳しいようですね。あそこは、龍門の滝の流域下なんですね。観光シーズンを含め、周辺の環境美化に力を入れていこうということで周辺住民の皆さんが桜を植栽して草刈りをするとか、そういう取組をしていますが、苦情が出る状況では困るので、また私も地元と話をしたいと思っております。少し安心したのは期限を切っていないということだったので、私も今答弁いただいた内容を皆さんにお知らせしたいと思っております。老人会の会長が言われていたけれども、せっかくこれだけの美しい桜が咲き出して、皆さんがいい気持ちで見られるのに、これを伐採するというのは、自分が切られるような気持ちだと、これは何としても保存していかねばという話も出ていました。そこらを加味して、保存、保護に向けていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

高橋委員 自分の身近なことしかよく分からないので、その件についてちょっと御質問させてください。

予算概要25ページですが、(公)道路施設補修事業費の中に臼杵坂ノ市線のトンネルの件が入っています。この照明ということですが、この臼杵坂ノ市線の予算は昨年も入っていたのかどうか。と言うのが、あそこは御存じのように、できてかなり時間がたって、以前はトンネルの外壁からすごく水が漏れ、それが下の道路

を浸食と言うか、かなりひどい状況になっていましたよね。あそこは時々バイクや自転車も通りますが、はっきり言って、これは通れんだろうなというぐらい水があふれています。最近あまりそういうのはないですが、そこら辺のトンネル自体の補修の状況はどうか。

それから、照明自体も暗くて、非常に怖いなど。バイクとか走っていたら、発見が遅れるぐらい暗いので、かなり予算は入っていますが、そういうところの改修にあたっては、これまでどうしてきたのかというところ。

それから、臼杵は大分に出るのに、周りが山に囲まれているので、臼杵坂ノ市線だけではなく、周りにもかなりトンネルがあります。そういうところも照明をわざと消しているのか、もう古くなって明るくないのか、よく分かりませんが、そういうところもある。県の管轄かどうか分からないところもありますが、そういうところが県下でもだいたいあるんじゃないかなと思います。そこら辺の把握はしているのか。

この臼杵坂ノ市線は通称臼坂バイパスと呼ばれる新しい方のことです。旧道ではなく、そこだと思いますが、以上お願いします。

藤崎道路保全課長 トンネルの照明について御質問いただきました。トンネルの照明については、ここに書いてある臼杵坂ノ市線などの6路線で、これは今、ナトリウム灯をLED化するというので、順次、県下でやっています。

それと、トンネルの補修については、各トンネルごとに点検しており、長寿命化計画等々に基づいて補修しています。

何分、トンネル県大分で、全国的にトンネルが一番多いので、例えば緊急輸送道路とか、優先順位に基づいて順次対応しています。

高橋委員 大分県は非常にトンネルが多いですね。時々、この臼坂バイパスだけではなく、他のトンネルを通りながら、もし今ここで地震が起きたら、生き埋めにならないだろうかとか、不安になることがすごく多いです。トンネルの耐震性は、私にはちょっと分かりませんが、これから本当に切実な問題となって出てくるんじゃないかと思うので、そういうところを今後

も県としてぜひ力を入れていただきたいと思っています。

尾島委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

小嶋委員外議員 大分市内の道路に関する要望と言いますか、いろいろ伺いたいことがたくさんありますが、今日は時間の都合もあるので、1点だけお願いします。

59ページの(公)街路改良事業費です。今年度は26億円ほどあります。去年は31億円で、約5億円ぐらい下がっています。私は庄の原佐野線をよく利用しますが、宗麟大橋ができて、非常に便利がよくなって、利用している車両がたくさんありますね。一日中大混雑ということではないですが、東側に向かっていくのも、南側から入ってくる分、高速の入口を越えて入ってくる分かなりの数の車が詰まっています。すぐにできるわけじゃないですし、これから雨季に入ったりして、いろいろ季節によって波はあると思いますが、これをぜひ改善していただきたいと思っています。将来的には、トンネルから出てきたところにタッチするという計画は聞いてはいますが、この1年間、宗麟大橋ができてから全く工事の動きがないですね。動きがないので、これはいつぐらいまでに、本当に予定どおりにいくのかと心配になっています。その7路線全部伺いたいと思いますが、さしずめ庄の原佐野線だけ、次年度どのような動きになるのかという見解をお尋ねしたいと思います。

岡本都市・まちづくり推進課長 庄の原佐野線の下郡工区についての御質問にお答えします。

当工区については、下郡バイパスから米良バイパスまでの区間を平成29年度から事業に着手しており、これまでに用地買収や道路・橋梁詳細設計等を進めてきました。

今年度末までに用地関係が取得ベースで約6割程度、令和2年度ベースで43%、土地開発公社に大型物件等を委託しており、早ければ令和4年度から本工事に着手する予定で、そのときに形が見えてくるので、現在、令和8年度の

供用開始に向け全力投球しています。

小嶋委員外議員 信号機の右折のタイミングを少し長くしてもらっているので、車のはけは思いのほかいいとは思いますが。

それからもう一つは、トンネルや高速の入口から出て、ずっと北に向かって行って、それで信号にかかりますが、最近では手前からショートカットして入って、大分市の公園側をずっとスルーして下郡に抜ける、狭い住宅地を抜ける車両が随分多いですね。そういう問題があるから、早めにしてほしいと思います。住宅街で事故でも起こると大問題になってくると思うので、願わくば4年度からという話を半年度でもいいですから、前倒しをして取り組むことも計画いただいた方がいいんじゃないかと思います。この全体像が令和8年か9年に出来上がると思いますが、そのプランになる絵があれば、一度お見せいただきたいと思います。またこれは個別によろしくお願ひしたいと思います。

太田委員外議員 31ページの高潮時避難行動支援事業費です。沿岸部の市町村が作る高潮ハザードマップの作成に要する経費の助成ですが、ハザードマップは非常にありがたいですが、作ったことで安心せず、地元住民の避難行動にどうやって結びつけるか、啓発をもっとしっかりしてほしいと思います。南海トラフ地震で高潮が重なったときに、2万2千人も亡くなる想定がされていますが、そのことが自分のこととしてなかなか結びつかないのが現実だと思うので、徹底してほしいと思います。その辺の取組をどうするのか。

また、32ページの湯布院町の宮川のオオセキショウモの除去ですが、具体的にどういうことを業者に頼むのか、それとも人海戦術でするのか、その辺ちょっとお聞かせ願ひたい。

五ノ谷河川課長 まず、高潮時避難行動支援事業費の件です。また、後ほど諸般の報告でも御説明しますが、想定区域図を作って、区域図が出来上がったら、それを市町村にもお知らせします。市町村が区域図を知れば、その分は各市町村が住民の方々に周知すると水防法で義務付けられており、それとあわせて、避難の確保を

するための計画を策定するのも義務付けられています。

まずは市町村が周知するためのハザードマップを作成する、それから地域防災計画の中にもうたい込み、避難の確保計画も策定する、そして訓練することになります。県は今後、ハザードマップを作るためのお金の助成をしますが、あわせて技術的な支援だとか、そういう御相談にも各土木事務所が乗っていきます。

それから、宮川のオオセキショウモの除去ですが、これは令和元年度からやっており、ゆふいん豊水会というNPOに委託しています。あわせて、いわゆる人海戦術で、土木事務所の職員も一緒になってやっています。今年度は、今月25日と26日に一緒にやろうと動いています。

太田委員外議員 私ども内陸部に住んでいる者が今日みたいに大分に出てきたとき、そういうハザードマップの情報が非常に得にくいですね。そこに住んでいる人たちは常にそういうものを配布されていて見ることもありますが、結局、玖珠とか湯布院とか内陸部にいる者については、なかなかそういう情報が身近にないです。例えば、別府の観光客とか、そういう部外者が一時的にそこに居合わせたときに、そういう情報をどう得られるかについても少し研究してほしいと思います。よろしくお願ひします。

尾島委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

尾島委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案令和3年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

中村港湾課長 第10号議案令和3年度大分県

臨海工業地帯建設事業特別会計予算について御説明します。

資料令和3年度土木建築部予算概要の77ページをお開き願います。表の一番左、区分欄の上から2番目です。予算額は、表の左から2番目、予算額(A)の欄にあるように、16億181万9千円です。

歳入の主な内訳ですが、予算額(A)欄の二つ右、財産収入として、土地利用計画の変更に伴う臨海特会から港湾特会への土地の所属換えなどによる収入が8億8千万円、その右、繰入金として、減債基金からの繰入金が7億2,171万9千円です。

次に79ページをお開き願います。歳出については、表の一番左の事業名欄の一番上、6号地事業費で、予算額は355万円です。本事業は、6号地に係る維持管理等に要する経費です。

次に、その下の公債費ですが、予算額は15億9,826万9千円です。本事業は、6号地造成に伴う起債の元利償還金です。

尾島委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

尾島委員長 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第11号議案令和3年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

中村港湾課長 第11号議案令和3年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について御説明します。

77ページにお戻りください。表の一番左、

区分欄の上から3番目です。予算額は表の左から2番目、予算額(A)の欄にあるように、33億9,858万9千円です。

歳入の主な内訳ですが、予算額(A)欄の右、使用料及手数料として、附属地や野積場などの使用料が15億4,322万2千円、さらにその五つ右、県債として、港湾施設建設事業債の借入れが18億3,500万円です。

次に、80ページをお開き願います。歳出については、表の一番左の事業名欄の一番上、港湾施設管理費で、予算は3億3,865万8千円です。本事業は、上屋や野積場などの港湾施設の管理に要する経費です。

その下、大分港大在コンテナターミナル管理運営事業費の7,970万2千円は、指定管理者への委託料や維持修繕などに要する経費です。

また、その下の別府港北浜ヨットハーバー管理運営事業費の1,041万9千円も同様に指定管理者への委託料などに要する経費です。

次に、その下の港湾施設維持修繕事業費ですが、予算額は1億2,045万4千円です。本事業は、上屋や野積場などの港湾施設の維持修繕を行うものです。

次に、その下の公債費ですが、予算額は7億2,280万6千円です。本事業は、港湾施設整備事業に伴う起債の元利償還金です。

次に、81ページを御覧ください。港湾機能施設整備事業ですが、予算額は21億2,655万円です。本事業は、大分港、津久見港、別府港、臼杵港、佐伯港、中津港の埠頭用地の造成などを行うものです。

尾島委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案については、原案のとおり可決すべきも

のと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

尾島委員長 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第32号議案令和3年度における土木事業に要する経費の市町村負担について、執行部の説明を求めます。

渡辺土木建築企画課長 第32号議案令和3年度における土木事業に要する経費の市町村負担について御説明します。

土木建築委員会資料の2ページをお開き願います。これは、1提案内容にあるように、令和3年度の土木事業に要する経費の一部として、地方財政法等に基づき、関係市町村に負担を求めることについて議決をお願いするものです。負担割合については、2令和3年度負担割合にあるとおり、令和2年度と変更ありません。

なお、各事業の負担割合等については事前に関係市町村の同意をいただいています。

尾島委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 別に御質疑等もないのでこれより採決します。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

尾島委員長 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第33号議案工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。

藤蔵道路建設課長 第33号議案工事請負契約の締結について御説明します。

お手元の議案書は304ページですが、委員会資料の3ページを御覧ください。本議案は、佐伯市蒲江大字畑野浦から大字竹野浦河内地区

で整備を進めている、一般国道388号の仮称楠本第一トンネルに係る工事請負契約の締結についてです。ページ下の地図に黒線及び黄線で国道の現道区間を示していますが、写真①②にあるとおり、線形不良や幅員狭小、落石の危険性などの課題があるため、延長7.4キロメートルの区画で整備を進めています。本工事は、赤線で示した未整備区間のうち左側、楠本第一トンネルの工事を行うものです。

続いて、4ページ左上を御覧ください。今回の工事は、トンネル278メートルを含む延長310メートル、契約金額は11億5,830万7,150円で、工期は着工が契約締結の日の翌日、完成が令和4年3月30日です。入札の結果により、梅林・豊後特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結したく、議会の承認をお願いするものです。

尾島委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

尾島委員長 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第34号議案大分県道路占用料徴収条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

藤崎道路保全課長 第34号議案大分県道路占用料徴収条例の一部改正について御説明します。

お手元の資料5ページを御覧ください。本条例は、道路法第39条の規定に基づき道路占用料の額などを定めたものです。これまで3年ごとに見直しを行っており、今般、社会経済情勢の変動などに対応するため、本条例の一部改正

を行うものです。

今回、3点の改正があります。1点目は占用料単価の改定です。道路占用料については、令和2年4月に国管理の道路占用料が改定されました。国の改定を受けて、本県で採用している九州ブロック統一単価についても、国に準じ改定されたことから、今回改正を行うものです。

2点目は所在地（級地区分）の改定です。級地区分については、国が土地の価格や人口規模を勘案し定めており、全国の市町村を1級地から5級地の五つに区分しています。今回、地価の評価替え等により、宇佐市が5級地から4級地に、佐伯市が4級地から5級地に変更になったことに伴い改正を行うものです。

3点目は占用物件の新設です。令和2年11月25日に道路法関係政令が改正され、占用物件の区分として、新たに自動運行補助施設が設けられたことに伴い、本条例においても占用物件の区分を新設するものです。自動運転補助施設とは、電磁誘導線や磁気マーカーなどにより、自動運行を補助するための施設です。なお、今回の改正に伴い、占用料全体としては年間約1億9千万円から約570万円、減少する見込みです。施行日は、令和3年4月1日を予定しています。

尾島委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

尾島委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第35号議案河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

五ノ谷河川課長 資料の7ページを御覧ください。第35号議案河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正について御説明します。

この条例は、1に記載しているとおり、河川法の規定に基づき徴収する河川の流水占用料、土地占用料等の額及び徴収方法について必要な事項を定めたものです。

次に2の徴収方法についてですが、条例では、流水占用料等の許可期間が複数年度にわたる場合、毎年度、当該年度分を徴収することとなっています。一方、事務の効率化や納付者の負担軽減等の観点から、許可期間が複数年度にわたる場合、当該期間の占用料等の一括徴収が可能となるよう河川法施行令が改正されました。

このため、3の本条例の改正についてに記載しているとおり、申請者の申出があれば許可期間分の流水占用料等を一括して徴収することが可能となるよう規定を追加するものです。

4の経過措置についてですが、施行日以後の許可等に係る流水占用料等について適用します。

5の施行日については、令和3年4月1日です。

尾島委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

尾島委員長 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第36号議案大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

樋口建築住宅課長兼公営住宅室長 続いて、資料の8ページを御覧ください。

第36号議案大分県公営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明します。

所得税法の一部改正が令和2年4月1日に施行され、それに伴い公営住宅法施行令が一部改正され令和3年1月1日に施行されました。この改正の中で、今回の条例改正に関連するものが3点あります。

まず、(1) 婦人の寡婦の定義の見直しです。これまでは、夫と死別若しくは離婚した後婚姻をしていない者、又は夫の生死が明らかでない者で扶養親族又は生計を一にする子がいる者を寡婦としていましたが、改正後は、その右の改正後の欄のとおり、夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、子以外の扶養親族を持つ者、又は夫と死別した後婚姻をしていない者、夫の生死の明らかでない者が寡婦とされ、寡婦控除の対象となりました。

次に、(2) 夫の寡夫の廃止です。ただし、子を持つ寡夫については、右の改正後の欄にあるとおり、新設されたひとり親に含まれ、ひとり親控除の対象となりました。

次に、(3) ひとり親の定義及びひとり親控除の新設です。右の改正後の欄のとおり、このひとり親とは、これまでひとり親であっても婚姻歴のない場合は寡婦(夫)とはされませんでした。今後は婚姻歴にかかわらず、生計を一にする子を有する者はひとり親とされ、ひとり親控除が適用されることとなりました。

このように、本条例の関連法令において、条例の条文に直接関連する定義の見直し等があったことから所要の改正を行う必要が生じています。そのため、2大分県公営住宅等の設置及び管理に関する条例の改正欄にあるとおり、第9条第3項の優先入居に関する規定を20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫から右の改正後の欄のとおり20歳未満の子を扶養しているひとり親に改めるものです。

尾島委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

尾島委員長 御異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、合い議案件の審査に入ります。

総務企画委員会から合い議のあった第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

樋口建築住宅課長兼公営住宅室長 第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正のうち建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務の手数料の改定について御説明します。

資料の9ページを御覧ください。この法律は、建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的としたもので、今回の法改正は、実効性の高い省エネルギー対策を講じるための措置です。

法改正の概要としては、1建築物省エネ法の改正概要に示すとおり、省エネ性能適合性判定において、省エネ基準に適合していることの判定を受ける義務がある特定建築物の範囲が、非住宅部分の床面積2千平方メートル以上から300平方メートル以上まで拡大されたものです。

これに伴い、2手数料条例の改正概要に示すとおり手数料の面積区分を新設するものです。手数料の面積区分としては、従来の2千平方メートル未満の区分を、国交省が示す審査所要時間に準じて①300平方メートル未満、②300平方メートル以上1千平方メートル未満、③1千平方メートル以上2千平方メートル未満の三つに分割します。

なお、手数料の算定方法については、国の審査

所要時間に準じて算定します。

また、同じ法律に規定される省エネ性能認定申請、省エネ性能向上計画認定申請の審査手数料においても、同様の審査所要時間を用いて算定しているため、従来の300平方メートル以上2千平方メートル未満の区分について、300平方メートル以上1千平方メートル未満、1千平方メートル以上2千平方メートル未満の二つに分割し、手数料を設定するものです。

施行期日については、法改正の施行日である令和3年4月1日からとしています。

尾島委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

原田委員 実効性の高い省エネ対策とは一体何のことを指しますか。

樋口建築住宅課長兼公営住宅室長 省エネ性能向上に向けては、これまでいろいろな施策を国も講じてきました。この中で、一般の非住宅分、例えば事務所などですが、省エネ性を上げるためには、まず外壁等の保温、蓄熱とかが考えられます。いろいろな機械が開発されており、省エネ性能の高い空調機や空調方式が順次出てきています。そういったものの活用によって、省エネ率を高くしていくことを法律の中で一般の方についても届出等を業務付けて、審査を行っていきます。

それから、高い性能については高い評価をしていくことで、より実効性を高くしていこうというのが法の趣旨です。

尾島委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

尾島委員長 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委

員会に回答することに決定しました。

以上で合議案件の審査を終わります。

ここで、10分間休憩します。

午後3時01分休憩

午後3時09分再開

尾島委員長 それでは委員会を再開します。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

中村港湾課長 報告第2号損害賠償の額の決定について御説明します。

委員会資料の10ページを御覧ください。大分港の大在地区において、浮棧橋に係留していた2隻の船舶を損傷させたため、所有者に損害賠償を行ったものです。賠償額が300万円以内であり、地方自治法第180条に定める軽微な事項に該当するため、本年1月21日に知事の専決処分で賠償額を決定し、支払を行ったことを今回議会へ報告するものです。

資料の左下、事案内容に記載していますが、建設後24年が経過し、係留ローラーの欠損等老朽化が進行した浮棧橋が、10月8日夜から9日朝にかけて生じた台風第14号のうねりを誘因として、固定した杭から外れ、船舶を損傷させたものです。

なお、当該浮棧橋については、補修工事を令和2年9月30日に契約し、工事に着手する予定でしたが、その矢先に発生した事案となります。

損害額は資料右上の記載のとおり、安部一郎氏は145万4,860円、大神克巳氏は7万9,350円であり、この額で示談書を締結の上、専決処分により両氏には既に賠償金を支払いしました。

今後の対策としては、資料右下のとおり、現在進めている当該浮棧橋の補修工事は年度内に完成するとともに、今後、職員による定期点検や巡視に加え、施設に不具合が生じていないか、使用者からも聞き取りを行った上で、計画的に修繕を実施するなど再発防止に努めます。

尾島委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等はありませんか。

せんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 別に御質疑等もないので、②から④の報告をお願いします。

種蔵道路建設課長 おおいたの道構想2015の中間見直しについて御説明します。

委員会資料の11ページをお開き願います。お手元の資料左上に記載しているとおり、おおいたの道構想2015は大分県長期総合計画安心・活力・発展プラン2015及び土木建築部長期計画おおいた土木未来（ときめき）プラン2015を補完する計画となっており、道路事業を執行する上で指針としている計画です。本計画は、平成28年度から令和6年度までの9年間を対象としており、昨年度、上位計画の改訂が行われたことを受け、見直しを行うものです。

本計画の見直しに関しては、昨年の第4回定例会の諸般の報告の際に、概要の報告をさせていただきました。その後、1月12日から2月10日までの1か月間、パブリックコメントを実施しました。掲載期間中に提出された意見は特にありませんでした。そのため、原案のとおり今年度末に公表します。

引き続き、令和6年度までの計画期間中に目標としている各指標の整備水準に達することができるよう尽力します。

続いて、現在、道路建設課において作業を行っている新広域道路交通計画の策定について御説明します。

委員会資料12ページをお開き願います。大分県では、中長期的な道路ネットワーク構想として広域道路整備基本計画を平成6年度に策定しています。広域道路整備基本計画において広域道路と位置付けられた路線の中から、中津日田道路や中九州横断道路などの地域高規格道路が指定され、整備が行われてきました。計画は平成10年の見直し以降は改定されていませんが、現在、重要物流道路の指定などの新たな時

代の要請に応えるため、計画の見直しが必要な状況となっています。

右側の3新広域道路交通計画の概要を御覧ください。今回の計画策定にあたっては、広域道路ネットワークの強化の方向性として、中核中核都市等を核としたブロック都市圏の形成や空港・港湾等の交通拠点へのアクセス強化などが国から示されています。大分県で言えば、連携中核都市である大分市や定住自立圏構想の中心市である中津市や日田市などを結ぶ道路や、重要港湾である大分港や別府港、大分空港などへのアクセス道路などが強化すべき道路として位置付けられます。また、広域道路として指定する道路を高規格道路や一般広域道路として階層化しており、それぞれの要件を満たすものでなければ位置付けできないことになっています。

左下の2新計画策定までの流れを御覧ください。現在は、令和2年6月に国土交通省から出された新たな広域道路ネットワークに関する中間とりまとめを参考としながら、計画の策定作業を進めています。今後は、有識者懇談会や幹線道路協議会などを開催しながら、次回の第2回定例会にて報告し、公表したいと考えています。

続いて、令和元年10月に契約した県道古江丸市尾線の仮称1号トンネル工事の進捗状況について御説明します。

委員会資料13ページをお開き願います。本事業は、佐伯市蒲江の県道古江丸市尾線において、道幅が狭く、急峻な地形からの落石や台風時の越波など課題があるため、延長1,580メートルのバイパスとして整備するものです。本工事は、平面図の左側、赤色実線部の仮称1号トンネルのトンネル工事を行うものです。このトンネルは、延長556メートルであり、現地では10月2日に掘削が完了し、現在は覆工コンクリート等の作業を順調に進めています。今後は、今年8月の完成を目指して進めていきます。

14ページを御覧ください。次に工事の変更内容について御説明します。トンネルの掘削時に硬質な岩盤層が出現したため、鋼製支保工が

不要となり削除したことで減額となりましたが、掘削した岩盤の塊が大きくなり小割する土量が増加したため増額となっています。また、受注者による働き方改革として、本現場において4週6休で工事を履行したことから大分県週休2日施工工事実施要領に基づき経費の加算を行い増額するものです。これにより、契約金額は、当初14億6,978万5,284円に対し、約700万円の増額を見込んでおります。これについては、次回の第2回の定例県議会において金額変更の契約議案を上程したいと考えています。

尾島委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 別に御質疑等もないので、⑤と⑥の報告をお願いします。

五ノ谷河川課長 稲葉ダム小水力発電事業について御説明します。

委員会資料の15ページをお開き願います。本事業は、ダムの未使用エネルギーの活用により、管理コストの削減及び地球温暖化の軽減を図るもので、左中の導入イメージ図にあるように、発電所と放流管等を新設し、稲葉ダムの放流水を活用して発電を行うものです。平成28年度に、プロポーザル方式により公募を実施し、事業者選定委員会を経て、西技工業(株)を筆頭とする九州電力グループ連合体を事業候補者に決定しました。その後、電源接続案件募集プロセスや河川法等の協議を進め、令和元年度に県と事業者との管理協定を締結し、発電所建設工事に着手しており、今月中には発電を開始する予定です。この事業は独立採算事業として成立しており、発電事業者は発電した電力を稲葉ダムの管理用電力に供給した後、余剰電力を売電する方式により収益を得ます。県としては、稲葉ダムの管理用電力料金が削減され、流水占用料等の歳入も発生します。また、発電事業者

により地域貢献が提案されており、本事業により得た利益の一部は、地域に還元される予定です。発電運用開始後も、発電事業者と連携し、適正な稲葉ダムの管理に努めます。

続いて、高潮浸水想定区域の指定及び公表について御説明します。

委員会資料の16ページをお開き願います。近年、甚大な浸水被害が発生していることから、避難体制の充実・強化を図るため、平成27年に水防法が改正され、想定し得る最大規模の洪水や高潮による浸水想定区域の指定・公表が義務付けられました。本県においては、九州北部豪雨など洪水被害の発生頻度が高いことから、資料左上の表のとおり、洪水を優先し指定、公表を進めており、令和元年度から高潮浸水想定区域図の作成に着手しています。この想定最大規模の高潮とは、左下に記載しているように、過去最大級の台風が本県に襲来した場合の高潮を想定したもので、高潮水位が最も高くなるように、室戸台風の中心気圧や伊勢湾台風の移動速度など、各種条件を設定したものです。具体例として、資料右側に宇佐市と豊後高田市の高潮浸水想定区域図を提示しています。高潮は、湾の奥行きが長く、水深が浅いほど高くなる特徴があります。この地域の海岸は遠浅であるとともに、高潮が河川を遡上する現象により、このように浸水区域が広がっています。

今後は6月をめどに、県下全域の高潮による浸水が想定される箇所について、区域指定及び公表を行う予定です。また、公表後には、高潮浸水想定区域図をもとに関係市町村が高潮ハザードマップを作成し、住民に周知を図っていくこととなりますが、こうした取組が円滑・確実に進むよう、県としても作成に係る助言に加え、令和3年度から財政面でも関係市町村の支援を行います。引き続き、各関係機関と連携し、浸水時の円滑・迅速な避難体制の確保に取り組みます。

尾島委員長 以上で、説明は終わりました。

ただ今の報告について、御質疑等はありませんか。

森委員 稲葉ダムの小水力発電について、常時

の発電なのかと、濁水時の対応について教えてください。

五ノ谷河川課長 まず、毎日常時の発電となります。それから、一定水位より下がったときには、協定の中で発電を止めるようになっていますが、よほどのことがない限り、常時の発電になると考えています。

森委員 稲葉ダムが完成後、貯水して1年か2年後だったと思います。今から10年まではありませんが、竹田、大野地区で濁水被害があり、この稲葉ダムの水を活用したとしても、1か月ももたないというような時期もあったように記憶しているので、その関係で今質問しました。

最近では常時、水位が保たれていますが、水位が下がれば当然発電ができない水位になってくるかと思いましたが、よく分かりました。

原田委員 高潮の浸水想定区域ですが、この図を見ると、高潮が遡上して広がっているんだなと思います。左に駅館川が少し見えますが、その流域の左側は浸水していますが、右側は余り浸水していない、その差は一体何ですか。

五ノ谷河川課長 地形データを基に計算しており、右岸側はちょっと標高が高いので、浸水が余り起こらないような図になっています。

尾島委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

小嶋委員外議員 右側の赤い図は宇佐市と豊後高田市のですが、地形的に特別この地域が太平洋に向いているわけでもないし、向かい側には四国があるから、台風とかによる高潮による影響が本当にこれだけあるのかなと単純に疑問が1点です。

それから、こういう地図を出していただくとすれば、大分市と別府市辺りにも入り込んでいる河川があったり、どちらかというところ、別府市などは太平洋に向いているので、こういうところの地図の方が分かりやすかったのじゃないかなと疑問です。

五ノ谷河川課長 まず1点目です。申し訳ありません、少し説明が足りなかったのですが、この高潮浸水想定区域図を作成するにあたり、室戸台風とか伊勢湾台風、近年最大規模の台風を

設定した計算をしています。大きさにもよりますが、特に移動する方向を、これまで大分県に襲来した台風の角度に加え、可能性のある方向、いわゆる一番強くなるような方向で計算をしています。その結果、こういった形での浸水が考えられる、それこそ数百年から千年と言われるような最大規模の高潮の場合の浸水想定区域を算定しています。

それから、大分市、別府市も同じような地図があります。同じようにこういう浸水が起きますが、よく見られるのは津波のハザードマップですが、それよりやはり高潮の方が面積的にはそんなに広がらない状況です。

太田委員外議員 ハザードマップの赤く塗られたところに避難所等はないのか。この中で、最大規模のものが来たときに、特に人的被害をどの程度想定され、避難所としてどこが危ないとかいうことまで住民に促しているのかをちょっと聞きたいです。

五ノ谷河川課長 まずこういった区域を計算して、浸水想定ができています。今後、来年度に市町村の方々と情報を共有し、市町村が例えば地域防災計画の中にうたい込む。例えば、人家が何戸あるとか要配慮利用施設が何戸ある、この区域の中で避難所がどこにある、避難経路はどうか、今後市町村と協働しながら作っていきたいと思います。

鴛海委員外議員 今、堤防なんかも改修していますが、豊後高田市内もそうですし、真玉もそうですし、香々地も堤防がありますが、そういうものは考慮されているでしょうか。

五ノ谷河川課長 計算上は、高潮で警戒水位以上を超えたものについては、堤防が壊れる想定で、最大規模で浸水する形で計算しています。

尾島委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 別に御質疑等もないので、⑦から⑨の報告をお願いします。

中村港湾課長 別府港北浜ヨットハーバーネーミングライツについて御説明します。

委員会資料の17ページを御覧ください。現在、有限会社富城物産と協定を締結している別

府港北浜ヨットハーバーのネーミングライツが今年度末をもって終了することから、スポンサー企業の募集を行いました。昨年12月22日から1か月間募集を行い、2月12日の選定委員会を経て、資料の4選定スポンサーにあり、株式会社ササキコーポレーションをスポンサー企業と決定しました。株式会社ササキコーポレーションは、当該施設の指定管理者であり、九州を中心とした11か所のヨットハーバーの管理などマリン事業のほか、モーターサイクル事業や福祉事業などを行っています。新たな愛称は、5施設の愛称にあり、ササキコーポレーショングループ別府北浜ヨットハーバーとなり、期間と金額については、その下6にあり、令和3年4月1日からの5年間、税込みで年額19万8千円となっています。

岡本都市・まちづくり推進課長 都市計画区域マスタープランの改訂について御報告します。本日は時間の関係で、大分都市計画区域マスタープランの概要版を使って説明します。委員御選出区の概要版については、後日お届けします。

まず、表紙についてですが、今回新たな試みとして、これから将来のまちづくりを担う、県内の大学生や高専の学生に対しデザイン案の募集を行い、応募のあった3作品の中から、APUの学生のデザインを最優秀賞として選定しました。

表紙をおめくりください。ここには見開きで、全区域に共通する内容を記載しています。

左側①都市計画区域マスタープランの改訂を御覧ください。都市計画区域マスタープランとは、長期的な都市の将来像を明確にするため、都市計画区域における整備、開発及び保全の方針について定めるものです。前回の改訂後、今年度で10年が経過し、道路や公園などの都市施設の整備目標年次に到達したことに加え、社会経済情勢の変化や新たな法改正などを踏まえ、今回改訂することとしました。

その下②都市計画区域マスタープランの位置付けと役割では、大分県長期総合計画や大分県の都市計画の方針などの上位関連計画や市町村マスタープランとの関連性を示しています。

その下のイメージ図を御覧ください。左右ページにわたって、当初策定時の20年前から現在、そしてこれからの目指す都市像の変遷を表したもので、これからの都市像としては、地域拠点への集約とそれらをネットワークでつなぐコンパクト・プラス・ネットワーク型としています。

右側③本県の目指すべき将来の都市像を御覧ください。将来都市づくりのテーマを地域の豊かな個性を繋ぎ、自然と都市(まち)の幸(さち)が湧き出る、おんせん県おおいたの都市づくりとして、都市構造、地方創生、安全安心、環境、地域主体の五つの基本方向を定めています。

見開きをさらに開くと、中央には附図を配置し、両端には、さきほど説明した基本方針ごとに、都市計画区域内で実施する具体的方針を記載しています。なお、附図には、都市施設の整備の優先度、土地利用の在り方などを記載しています。

後ろの巻末ページに⑤改訂までの手続きとスケジュールとして、マスタープラン改訂の経緯を記載しています。今年度は、令和2年度第2回定例会の会派別説明時にマスタープランの概要と予定を説明させていただいた後、7月から8月にかけて、16市町で28回の住民説明を開催し、延べ543名の方々に御参加いただくとともに、参加者から貴重な御意見を拝聴しました。また、9月と10月に津久見市と大分市において大分県都市計画フォーラムを開催したところ、延べ264名の方々に御参加をいただき、マスタープランはもとより、都市計画やまちづくりに少しでも関心を持ってもらえたのではないかと考えています。その後、案の公告・縦覧を経て、先月までに2回開催した大分県都市計画審議会において、県内17区域、全ての変更案を御承認いただき、3月26日に都市計画決定・告示予定であることを御報告します。

今後とも、分かりやすい都市計画情報の提供や、まちづくり懇談会を通じた住民の皆さまとの意見交換の場づくり等に努めるとともに、国や市町はもちろん、庁内関係課との連携をさら

に強化し、県民中心のまちづくりの実現に向けて努力していきます。

樋口建築住宅課長兼公営住宅室長 大分県高齢者居住安定確保計画の変更について御報告します。

資料の18ページをお開き願います。令和2年第4回土木建築委員会で、本計画の概要について報告しましたが、1月18日から2月18日までパブリックコメントを行い、県民の皆さまからの意見を取り入れた上で、最終案としてまとめたので御報告します。

資料左上、1計画の位置付けに示しているとおり、本計画は、図の中央の二重線で囲った大分県住生活基本計画の個別計画であり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条により定められたものです。

次に、資料右上、2変更の背景として、現行計画が令和2年度で期間が満了することや福祉保健部のおおいた高齢者いきいきプランの見直しとの調和を図るため変更を行うものです。

資料右中段、3現状と主な課題については、パブリックコメントによる元気な高齢者の住まいの選択肢が少ないとの意見を踏まえ、(3)高齢期の多様な居住形態に対応した住まいを選択しやすい仕組みづくりを追記し、見直しを行いました。資料の4計画の概要の左側を御覧ください。現行計画の三つの目標は継続し、これらを達成するために、二つの基本指標を追加しました。

その右側を御覧ください。主な変更内容は、新たな基本指標として、セーフティネット住宅の戸数、公営住宅のバリアフリー化率を設定し、取組の成果を明確化していきます。

次に、国が作成した高齢者に向けた改修ガイドラインを自宅の改修に活用していただくため、より一層の周知を図ります。また、現在公開しているサービス付き高齢者向け住宅の情報に年齢層別入居者数などを追加し、探しやすいように充実を図ります。これらの取組により、高齢化の進展に備えた高齢者向け住宅を確保していきます。

計画期間は、おおいた高齢者いきいきプラン

と合わせるため令和3年度から5年度とし、以降3年ごとに見直しを行います。本計画は、今月中に公表予定です。

尾島委員長 以上で説明は終わりました。

ただ今の報告について、御質疑等はありませんか。

阿部副委員長 別府港の北浜ヨットハーバーのネーミングライツですが、今までの富城物産は応募しなかったのかということと、金額は19万8千円と余り高くない気がします。応募が何社あったのか、お願いします。

中村港湾課長 まず1点目、富城物産からは応募がありませんでした。公募の期間、他の会社から問合せはありましたが、最終的に応募したのは、このササキコーポレーション1社です。

森委員 都市計画区域マスタープランについて、パブリックコメント等もあったと説明いただきましたが、コロナ禍で状況が変わる中で、そういった御意見等もあったのかどうかお聞きしたい。

あと、これからの都市像はコンパクト・プラス・ネットワーク型ということで、10年前とはまたがらりと変わったこれからの政策ということになってくることは何となく分かりますが、これについてどういった考えでというのがあれば教えてください。

岡本都市・まちづくり推進課長 二つ目をもう一度、ちょっと聞き逃しまして、申し訳ありません。

森委員 10年前の都市像が集約型で、これからの都市像がコンパクト・プラス・ネットワーク型ということで、この10年間でがらりと大きく変えることとなります。考えてみれば、こうなることも分かりますが、今までの政策が集約型であったと、これから転換するとなったら、やはりそれがきちっと今後、予算等にも反映されてこなければならぬのは、当然ですね。そういった部分の考え方を教えてください。

岡本都市・まちづくり推進課長 大変失礼しました。

最初のコロナ禍の影響というところですが、国の方針の中でも、正にウィズコロナ、ポスト

コロナの中での都市計画の在り方ということで、例えば、スマートシティの考え方とか、在宅勤務等々も含め、このパンフレットの中にはうまく書いていませんが、表紙を開いていただいた、2の大分県の都市計画の方針の中で、そういったところが書かれています。

それと、20年前の都市像が拡散型で、10年前、平成23年に改定した集約型はよく横文字でコンパクトシティと言われています。集約型とかコンパクトシティの方向性が、例えば大分市で言うと、駅前の一極集中という形に捉えられていると思います。これからの都市像で言うと、例えば、大分市で事例を言えば、大分市中心部とわさだ、パークプレイス等の明野付近とか鶴崎、そういった拠点ごとにコンパクトにまとめ、それを公共交通、あるいは道路整備等でつなぐということで、必ずしも集約型がそのまま間違っているということではありません。既に、明野とかわさだは拠点が整備をされているので、そこはもう少し都市機能とかをしっかりと整備し、そこをネットワークでつなぐということがプラスアルファですので、集約型と全く方向性が逆になるということではありません。

森委員 そうであれば、ネットワーク、交通ネットワークの整備はこれから重要になってくるわけで、予算的にもそういった部分が手厚くなるという方向性でないと、このマスタープラン自体が絵に描いた餅になってしまうのではないかと考えます。

あわせて、さきほど話した住宅政策も非常に重要になってくると思います。そういった総合的な組み合わせで、またこれは大分市以内のこともありますが、広域に考えた交通ネットワークに関しても非常にこれから重要になってくるので、その辺予算獲得とか、施策に十分反映されるようにこれから考えていただければと思います。

尾島委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

小嶋委員外議員 これからの都市像で、絵を見

てみると、多分農地だと思いますが、農地に円があって、集約型ではなく従来の拡散型の延長のような形で絵は広がっていますが、農地法との関係はどうなるかについてお聞かせください。

それからもう1点、私も一般質問の中で申しましたが、例えば、既に市街化で発展してきている団地の中の、商業地の空き地、近隣商業地域の中の再利用の際、建蔽率とか容積率とかいう問題があって、空いている面積との関係で容積率だったか、建蔽率だかによってはすごく高いビルだって建てられるということがあったわけですね、実際に。こういう問題が今回のマスタープランの改定などとの関連はあるのかどうか、その2点をお尋ねします。

岡本都市・まちづくり推進課長 まず、農地との関連ですが、20年前と現在とこれからということで、20年前の拡散のところ非常に分かりやすいですが、このところに郊外の団地開発とか無秩序な開発と書いていますが、20年前は例えばわさだタウンにしても、パークプレイスにしても、一定の開発許可を取った上で、その開発許可を得た後に市街化区域に編入するという形を取っていました。10年前の集約型のときから、できるだけコンパクトにしていこうということで、郊外型の開発を基本的には抑制する方向で進めています。

農地の関係についても、20年前と大きく許可の基本が変わり、どちらかというところ、国の農政局が基本的に許可権者でしたが、それが市町村に一定規模以下は移譲され、農地の中でも優良農地についてはしっかりと保全していく、優良農地じゃなくて、なかなか農地として進められないようなところは柔軟に対応していくということです。

例えば、附図の中にわさだタウンの付近のあたりに茶色のマークで書かれているところがありますが、そこは用途地域への編入を検討する地域ということで、これから人口減少が進む中で、どこでもここでも市街化区域に入れるわけではないですが、一定の諸条件が整った場合には協議のテーブルには乗せられるとこの中には書いています。

それと、2点目ですが、恐らく大分市の高崎付近のことを言われていると思いますが、区域マスタープランと市町村マスタープランの関係でも、②の位置付けと役割の中で区域マスタープランに即した形で調整を図るということで、大分市も高崎問題を受け、今後のそういった商業地域に、仮に、そこが空いた場合の対応等については、例えば、高度地区とか地区計画等を立て、単に用途地域をクリアすれば高い建物が簡単に建つことのないように考えているようなので、その点についてもしっかり県としても見守っていきたいと考えています。

尾島委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

皆さま、この際全体を通して何かありませんか。

阿部副委員長 今までだいぶ話に出ましたが、7月豪雨で、特に日田、玖珠方面では大きな被害が出て、工事が追いつかない、不調が出たりするということでした。私の地域に、これは7月豪雨じゃないですが、9月に台風第10号が来ました。海に面している地域なので、うちの近くの港の護岸、堤防が波によって落ちました。これは災害復旧だと思いますが、つい先日工事がちょこっと始まったようですが、この護岸の工事がいまだに何も手つかずです。納屋港の堤防の災害復旧の工事の発注時期がもし分かれば。私は中村課長には何回か、昨年から確認していますが。発注時期と工事に着手した時期、それから完成時期について分かればお知らせ願いたい。

中村港湾課長 納屋地区の防波堤の工事は11月19日に契約後、海上保安庁との手続などに時間を要し、実際は2月3日から工事に着手しました。2月3日というのは、上部工にプレキャスト板を製作するので、そのプレキャスト板の製作に2月から着手し、現在、上部工の現場での工事をつい最近だと思っておりますが着手しており、4月の中旬に完成を迎えると聞いています。

阿部副委員長 2月3日と今言われましたが、

2月3日時点では現場と別府土木事務所と本庁との連絡不行き届きがあるかもしれませんが、全く着手をしていません。私も別府土木事務所にも確認して聞きましたが、業者がとにかく忙しいからできないと。いつできるかと言ったら見通しが立っていないということでした。再度また聞いたら、何とか3月中に片付けたいという答えでしたが、どう見ても、物理的に見てもできるはずがない。工事着手したのが3月17日です。4月の末にできるはずがない。

それと、堤防に何段かコンクリートが積み上げられています。台風第10号のとき、そこがワンブロック落ちたんです。その後、波によってのずれがあって、それがだんだん大きくまたずれ始めている。今度、台風が来たら、それは全部一網打尽にやられると思います。それを今後どうするかということについて。

それと、発注が11月で工期が当然あると思いますが、工期なんか全く業者は考えていないわけですね。これについてどういった指導をするのか。玖珠とか日田はどうしてもできないということもあると思いますよ、大きな災害でしたから。ところが、別府土木事務所管内ではそんなわけじゃないので、期限内にできないことはないわけですね。これはどう考えているのか、そこら辺をお願いします。

中村港湾課長 まず1点目ですが、4月の中旬に終わると申し上げましたが、被災して落ちた部分が4月中旬の完成を見込んでいます。

副委員長が言われたように、まだずれている区間があるので、これは今、令和3年度の予算で国に要望しています。予算の内示がつき次第、工事に着手していきたくて考えています。

阿部副委員長 これは要望ですが、きちっと工期を守って、ぴしっとやってもらわないと次がまた大きく破損するわけです。新年度に島津課長にお願いしておきますが、今度の台風で落ちたら、これは阿部委員が言っていたなど、これは大ごとだということを思い出してもらって、発注の仕方をしっかり考えてもらいたい。今後お願いします。要望です。

小川委員 玉来ダムが令和4年度で終了と聞いて

ています。その後に治水も利水も含めたダムの建設計画があるのかなのか、お聞きします。

五ノ谷河川課長 まず新設のダムについては予定はありません。ただ、今調査をしているのがダム再生の事業です。安岐ダムの機能を強化できないかということで今調査をしています。

小川委員 ダムは巨費を投じますから、どこもここもということにはならないかもしれませんが、昨年の豪雨災害も含め、今後、気候変動の関係で豪雨災害が多発することは十分可能性があると思います。安岐ダムという話が出ましたが、我々の周辺の地域においても、ダムの建設の是非を含めた検討は計画的に、今から進めておいていただきたいと思っています。私もできるだけ早い時期にそのような要望もまたしようとは思っていますが、やはり将来計画の中で治水、利水含めたダム建設をぜひ計画的にお願いしたいと思います。

尾島委員長 ほかになにかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 では、私から1点。

先般、3月20日、先週の土曜日ですが、安心院でラウンドアバウトの正式な供用開始ということで、市がモニュメントを設置して、県土木の主催でシンポジウムがありました。山本審議監にも御出席いただいて、大分高専の亀野先生の講演をお聞きしました。内容的には世界、あるいは日本のラウンドアバウトの現状ということで、大変いい話を聞きました。結びに社会実験も成功して効果を得られ、今回、正式な供用となりましたが、ラウンドアバウトの導入効果を引き続いて検証し、県内に広める工夫が必要だということを言われていました。具体的な提案として、大分県ラウンドアバウト普及協議会、こういったものを作り、ぜひ検討してほしいという話がありましたが、いかがでしょうか。

藤崎道路保全課長 宇佐土木事務所と宇佐市が頑張っ、何とか年度内に供用開始できました。ありがとうございました。

今言われたのは、今後の普及促進に向けての協議会の関係かと思いますが、現時点ではどういったものになるのか、具体的な計画はないの

で、これからの課題かと考えています。

安心院のラウンドアバウトの今の現状等々は、担当者会議等があるので、そういった会議の中で市町村にも情報共有を今後図っていければと考えています。

尾島委員長 ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 ほかにないようですので、ここで一言、私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

尾島委員長 それでは最後に、この春で御退職される湯地部長、藤田審議監、山本審議監から一言お願いしたいと思います。

〔湯地土木建築部長挨拶〕

〔藤田審議監挨拶〕

〔山本審議監挨拶〕

尾島委員長 ありがとうございます。これをもちまして、土木建築部関係を終わります。

執行部の皆さまは御苦労さまでした。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

尾島委員長 それでは内部協議を始めます。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島委員長 別にないようですので、ここで委員の皆さまに一言お礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

尾島委員長 これで委員会を終わります。

お疲れさまでした。